

利根町教育委員会定例会会議録

令和4年3月28日 午後3時00分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	佐藤 忠信 君
委 員	石井 豊 君
委 員	長岡 純子 君
委 員	巻島 久 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	中村 寛之 君
指導課長	池田 恭 君
文化センター副所長	弓削 紀之 君
学校教育課長補佐	布袋 哲朗 君
学校教育課係長	辰尾 尚美 君

1. 議事日程

議事日程

令和4年3月28日（月曜日）

午後3時00分開会

- 日程第1 報告第4号 教職員の休暇等の専決処分について
報告第5号 教育委員会職員人事異動の内示について
報告第6号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について
- 日程第2 議案第6号 利根町立学校管理規則の一部改正について
議案第7号 利根町就学援助事務取扱要綱の一部改正について
議案第8号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部改正について
議案第9号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部改正について

- 議案第 10 号 利根町立小中学校児童生徒用モバイルルーター等無償貸与事業
実施要綱の制定について
- 議案第 11 号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正について
- 議案第 12 号 利根町コミュニティセンター条例施行規則の廃止について
- 議案第 13 号 利根町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第 14 号 利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正について
- 議案第 15 号 利根町社会教育指導員規則の一部改正について
- 議案第 16 号 利根町教育相談員規則の一部改正について
- 議案第 17 号 利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部改
正について
- 議案第 18 号 利根町ティームティーチング非常勤講師に関する規則の一部改
正について
- 議案第 19 号 利根町学校運営指導員設置に関する規則の制定について
- 議案第 20 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 21 号 利根町社会教育委員の委嘱について
- 議案第 22 号 利根町生涯学習施設運営協議会委員の委嘱について
- 議案第 23 号 利根町図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第 24 号 利根町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について
- 議案第 25 号 利根町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第 26 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 27 号 利根町青少年相談員の委嘱について
- 議案第 28 号 利根町学校体育施設開放管理責任者の委嘱について

日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 4 号 教職員の休暇等の専決処分について
- 報告第 5 号 教育委員会職員人事異動の内示について
- 報告第 6 号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について
- 日程第 2 議案第 6 号 利根町立学校管理規則の一部改正について
- 議案第 7 号 利根町就学援助事務取扱要綱の一部改正について
- 議案第 8 号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部改正について
- 議案第 9 号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部改正につい
て
- 議案第 10 号 利根町立小中学校児童生徒用モバイルルーター等無償貸与事業
実施要綱の制定について
- 議案第 11 号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正について

- 議案第 12 号 利根町コミュニティセンター条例施行規則の廃止について
議案第 13 号 利根町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
議案第 14 号 利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正について
議案第 15 号 利根町社会教育指導員規則の一部改正について
議案第 16 号 利根町教育相談員規則の一部改正について
議案第 17 号 利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部改正について
議案第 18 号 利根町ティームティーチング非常勤講師に関する規則の一部改正について
議案第 19 号 利根町学校運営指導員設置に関する規則の制定について
議案第 20 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
議案第 21 号 利根町社会教育委員の委嘱について
議案第 22 号 利根町生涯学習施設運営協議会委員の委嘱について
議案第 23 号 利根町図書館協議会委員の委嘱について
議案第 24 号 利根町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について
議案第 25 号 利根町文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第 26 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱について
議案第 27 号 利根町青少年相談員の委嘱について
議案第 28 号 利根町学校体育施設開放管理責任者の委嘱について

日程第 3 その他

午後 3 時 00 分開会

○教育長（海老澤 勤君） お忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。

ただいまより、令和 4 年 3 月の教育委員会定例会を開会いたします。

今日ご審議いただく議案は、報告 3 件、議案 23 件の計 26 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 4 号 教職員の休暇等の専決処分について、報告第 5 号 教育委員会職員人事異動の内示について及び議案第 20 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についてから、議案第 28 号 利根町学校体育施設開放管理責任者の委嘱についてまでにつきましては、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき、非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、報告第 4 号、報告第 5 号及び議案第 20 号から議案第 28 号までにつきましては非公開といたします。

また、今回の議案等の審議につきましては、一括して審議をお願いする議案もございましたので、よろしくお願いたします。

○教育長（海老澤 勤君） それでは、日程第 1、報告第 4 号 教職員の休暇等の専決処分についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第 4 号 教職員の休暇等の専決処分については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 5 号 教育委員会職員人事異動についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第 5 号 教育委員会職員人事異動については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 6 号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正についてを議題といたします。

議題に入ります前に、報告第 6 号につきましては、布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組入れに伴う例規改正でございます。その関連で日程第 2 の議案第 11 号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正についてから、議案第 14 号 利根町教育委員会事務処務規程の一部改正についてまでも、合わせて一括審議とさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、報告第 6 号及び議案第 11 号から議案第 14 号までにつきましては、一括審議とさせていただきます。

担当課に説明を求めます。

○文化センター副所長（弓削紀之君） それでは、報告第 6 号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について、議案第 11 号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正について、議案第 12 号 利根町コミュニティセンター条例施行規則の廃止について、議案第 13 号 利根町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、議案第 14 号 利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正について、一括してご説明申し上げます。

令和 4 年 3 月議会定例会におきまして、布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設に組み入れます利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。それに関連した規則等を改正するものです。まず議案第 12 号は、利根町コミュニティセンター条例を廃止したため、規則を廃止するものです。

続きまして、議案第 11 号は、布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設に組み入れたため、必要な改正を行っております。議案第 11 号参考資料の新旧対照表をご覧ください。右側が改正後になります。

4 ページ右側、第 2 条で開館時間について定めております。原則、午前 9 時から午後 9 時までの開館としております。午後 5 時以降の利用者がいない場合は、午後 5 時までとしております。

第 3 条で施設ごとに休館日を定めております。

6 ページ、第 7 条から第 10 条までにつきましては、指定管理者の申請等について規定しております。現在、布川地区コミュニティセンターが指定管理者の導入を行っております。ほかの文化センター、生涯学習センターは、現在、導入は行っておりませんが、将来的に指定管理者の導入も可能となるということです。

新旧対照表の 1 ページに戻っていただき、現行の左側、第 2 条の所長から第 5 条の事務分掌までにつきましては、議案第 13 号 利根町教育委員会事務局組織規則の一部改正についてに移行しております。議案 13 号参考資料の新旧対照表も併せてご覧ください。

議案第 11 号の新旧対照表 1 ページの第 2 条の所長、第 3 条の職員等については、議案第 13 号新旧対照表 1 ページ、第 5 条に規定をしております。

同じく第 4 条の係の設置、第 5 条の事務分掌につきましては、議案第 13 号新旧対照表 1 ページの第 4 条、2 ページ以降の別表（第 4 条関係）に規定をしております。

そのことから、議案第 11 号 利根町生涯学習施設管理規則の改正、議案第 12 号 利根町コミュニティセンター条例施行規則の廃止に伴い、議案第 13 号 利根町教育委員会事務局組織規則を改正しております。

議案第 14 号 利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正につきましては、第 4 条で教育機関の館長等の専決事項の規定を明記し、追加しております。

報告第 6 号 利根町教育委員会教育長事務委任規程別表第 2 の第 6 に、布川地区コミュニティセンター所長の委任事項を規定いたしました。

第 2 の文化センター、第 5 の生涯学習センターについては、文言を統一したための改正になります。

以下のコミュニティセンター条例の廃止に伴います法制事務につきましては、総務課担当に事前に審査をしていただき、本日の教育委員会に提出させていただいております。

説明につきましては以上です。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） 前からも要望があったと思いますが、この規程で布川地区のコミュニティセンターが水曜日も使えるようになったというのは、本当に良いことだと思っております。これで町が活性化したら、うれしいことですがいかに工夫して人を集めるかということが一つの課題になるかと思っております。

あと、印鑑証明や住民票発行に関わる規則については、ここには載っていないのでしょうか。

○文化センター副所長（弓削紀之君） そちらは、町部局からの委任事項になります。

○学校教育課長（中村寛之君） 現金取扱いの形のものは、図書館は全職員の取組にすることによって今、進めている状況です。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第6号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について及び議案第11号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正についてから、議案第14号 利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正についてまでにつきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、日程第2、議案第6号 利根町立学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第6号 利根町立学校管理規則の一部改正についてご説明いたします。

令和4年4月に茨城県県立学校管理規則が改正され、主幹教諭及び指導教諭を配置することとなったため、町の学校管理規則についても、併せて改正するものです。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 私のほうから、主幹教諭というのは、教頭の補佐というふうに考えていただければと思います。それから指導教諭というのは、それぞれの分野、例えば特別支援や、教科指導、生徒指導などの面で秀でた指導力を持つ教諭で、現在は、ほとんどの学校には、この文書に位置づけてはいないものなのですけれども、県全体で30名程度を考えるとということがございます。当然、登用試験を受けて、選考試験を通った者がなるということになります。

ご意見、ご質問などございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第6号 利根町立学校管理規則の一部改正については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第7号 利根町就学援助事務取扱要綱の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第7号 利根町就学援助事務取扱要綱の一

部改正についてご説明いたします。

経済的理由により就学困難と認められる保護者への就学援助制度の認定の所得要件等を見直し、世帯に対する経済的支援を拡充するため事務取扱要綱を改正するものです。

具体的には、就学援助対象者の要件の一つである前年度の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じて、別に定める算式により算定した額の1.1倍以下を1.2倍以下とし、また、児童扶養手当の支給を受けている者を新たに対象に追加しております。

支給対象経費については、学校でオンライン学習が始まったことから、オンライン学習通信費を追加しました。

その他、別添の参考資料、新旧対照表のとおり、事務の取扱いについても細かな修正をしております。

議案第7号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） 新たに追加されたオンライン学習通信費とは、どのようなものですか。

○学校教育課長（中村寛之君） 年間1万4,000円の費用がその方に支給されるような形で、足りない分は個人負担になります。

令和3年度については39人程度で予算を計上しておりましたが、令和4年度は83人ぐらいの予定で進めている状況です。

○教育長（海老澤 勤君） かなり増えましたが、全国平均の件数として、1.2というのは平均的な数字だと伺っています。1万4,000円という額は世帯に対してということですが、これも国に準じての額ということになります。

○委員（石井 豊君） 新旧対照表の4ページ。様式第1号の左側のページなのですが、(1)教育委員会が指定日までに申請をしたもの、当該年度の4月1日というふうになっているのですが、例えば新生児も4月1日までに申請しないといけないということなのですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 一番最初の(1)教育委員会が指定した日というのは、あくまでも制度を知らない方もいますので、4月1日以降に全児童生徒に対して周知をさせていただいて、教育委員会が指定した日までに申請いただければ、該当者については4月1日までさかのぼって認定になります。決定通知は住民税が出る6月以降に送付され、転入生については転入月に申請いただければ、転入月からの認定となります。

○委員（石井 豊君） 対象になるかどうかを各家庭で判断して申請を出し、審査を受けてもし審査が通った場合には、4月1日からさかのぼって対象となるという捉え方ですね。分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） この就学援助のお知らせ、これはどの時点でやるのですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 例年は、3月にお知らせを出しているところなのです。

が、今回、制度改正がありまして、4月に入ってから児童生徒の保護者にお知らせをすることとございます。申請の時期につきましては、6月の中旬ぐらいまで受け付ける予定です。その後、決定通知を出した方につきましては、4月1日までさかのぼることになります。

○委員（石井 豊君） ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 議案第7号 利根町就学援助事務取扱要綱の一部改正については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第8号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第8号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部改正についてご説明いたします。

教育費負担の軽減が必要と認められる保護者の経済的不安の解消を図るため実施しているランドセル支給の認定の所得要件等を就学援助制度と合わせて見直し、世帯に対する経済的支援を拡充するため、事務取扱要綱を改正するものです。改正した認定の所得要件については、就学援助と同様となります。

議案第8号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） 確認なのですが、今までは、利根町に住んでいて町外に区域外就学をする子も対象でしたか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 区域外就学の子も対象にしておりました。実際のところ該当者はおりませんでした。その文言を改めるという形にしています。

○委員（佐藤忠信君） では、より明確にしたということですね。分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第8号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部改正については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第9号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第9号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部改正についてご説明いたします。

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者への特別支援教育就学奨励費の支給対象経費に、学校でのオンライン学習が本格的に始まったことからオンライン学習通信費を新たに追加し、世帯に対する経済的支援を拡充するため事務取扱要綱を改正するものです。

そのほか、別添の参考資料新旧対照表のとおり、事務の取扱いについても細かな修正をしております。

議案第9号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第9号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部改正については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第10号 利根町立小中学校児童生徒用モバイルルーター等無償貸与事業実施要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第10号 利根町立小中学校児童生徒用モバイルルーター等無償貸与事業実施要綱の制定についてご説明いたします。

家庭にインターネット環境のない児童生徒を支援するため、モバイルルーター及び付属品の貸与に関し、必要な事項を定めた交付要綱を新たに制定したいので提案するものでございます。

本要綱において、ルーター等の貸与の費用については無償としますが、通信費や電気代等のルーター等の使用に伴い要する一切の費用は、保護者の負担としております。

ただし、議案第7号 利根町就学援助事務取扱要綱の一部改正についてでご説明させていただいたとおり、来年度より就学援助該当者に関しては、オンライン学習通信費を補助対象経費としており、補助額については、国の基準に準じ、1世帯あたり年間1万4,000円を予定しているところです。

なお、ルーターの貸し出しについては、要綱の策定前ではございますが、既に昨年12月より本要綱と同様の条件にて貸し出しを開始しているところで、現時点で申請のあった4世帯のうち、実際に受け取りに来た2世帯へ貸し出しを行っております。

議案第10号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（石井 豊君） この無償貸与事業というのは、教育に関しても公平公正な良い制度かと思えます。予算については、既に計上されているような形ですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 機材については既に準要保護世帯を対象に1人1万円の国庫補助が出ており、この国庫補助を活用しまして37台、既に機械のほうは購入しているところ です。

ですので、SIMカードをご家庭で用意し、設定していただければ通信できるような状況になっております。

○委員（石井 豊君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員（佐藤忠信君） このルーターは、学校の教育のために使うものとして貸与されておりますが、当然、家庭の中でほかのことにいろいろ使えるようになると思いますが、そこまでは制限できないということですね。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） タブレットに接続するときに、そこにパスワードを入れてもらうと初めて通信が可能になります。ほかの端末等でも、家庭でパスワードを入力すれば使えてしまいますが、それは約束事として、やらないという形をお願いする形になります。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。あとは利用者の良心に任せるということですね。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第10号 利根町立小中学校児童生徒用モバイルルーター等無償貸与事業実施要綱の制定については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして議案第15号 利根町社会教育指導員規則の一部改正についてを議題といたします。

議題に入ります前に、議案第15号 利根町社会教育指導員規則の一部改正についてから、議案第18号 利根町ティームティーチング非常勤講師に関する規則の一部改正についてまでにつきましては、会計年度任用職員に係る改正が主なものでございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、議案第15号から議案第18号までにつきましては、一括審議とさせていただきます。

担当課よりそれぞれ説明を求めます。

○文化センター副所長（弓削紀之君） 議案第15号 利根町社会教育指導員規則の一部改正について説明させていただきます。

提案理由でございますが、社会教育指導員の定数を改めることと、会計年度任用職員を明記するためでございます。

まず、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第2項を削ります。

次に、新旧対照表2ページをご覧ください。

第9条中、「教育委員会教育長」を「教育長」に改め、同条を第10条とします。

第8条中、「別に」を「利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例令和元年利根町条例第1号」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とします。

第6条第1項を削り、同条第2項中、並びに教育委員会会則等を教育委員会規則等に改め、同条第3項を同条第2項とし、同条を7条とします。

新旧対照表1ページにお戻りください。

第5条第1項中、1年を任用の日から同日の属する会計年度の末日までに改め、同項ただし書き中「補欠により就任した指導員の任期は前任者の残任期間とする」を「再任を妨げない」に改め、同条第3項を削り、同条を第6条とします。

第4条中、「3名」を「1名」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次の1条を加えます。

身分、第3条社会教育指導員の身分は、地方公務員法昭和25年法律第261号第22条第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

附則としまして、この規則は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○指導課長（池田 恭君） それでは、議案第16号 利根町教育相談員規則の一部改正についてご説明いたします。

提案理由になりますが、令和2年3月の教育委員会定例会にて、会計年度任用職員への移行に伴い、規則改正を行いましたが、委嘱または任命の文言が残っていたため、改めて改正するものです。

1枚おめくりください。

別紙、利根町教育相談員規則の一部を改正する規則、利根町教育相談員規則の一部を改正するとしております。

改正する内容については、もう1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

第3条、現行の部分では教育委員会が任命するとなっておりますが、改正案では教育長が任用するとしております。

附則としまして、この規則は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第17号 利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和2年3月の教育委員会定例会にて、会計年度任用職員への移行に伴い、規則改正を行いましたが、委嘱または任命の文言が残っていたため、改めて改正するものです。

1枚おめくりください。

別紙、利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部を改正する規則、利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部を改正するとしております。

改正する内容については、もう1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

現行の第2条の見出し及び同条中の「任命」を、改正案では「任用」に改め、次の3項を加えるものでございます。

第2項として、スクールソーシャルワーカーの任用期間を、第3項として、スクールソーシャルワーカーが欠けた場合について、第4項として、教育長が必要と認めるときは、任用期間を更新することができるものと定めております。

また、現行の第3条を削り、改正案では第4条を第3条として、第5条から第12条まで1条ずつ繰り上げております。

附則として、この規則は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第18号、利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和2年3月の教育委員会定例会にて、会計年度任用職員への移行に伴い、規則改正を行いました。が、委嘱または任命の文言が残っていたため、あらためて改正するものでございます。

1枚おめくりください。

別紙、利根町ティームティーチング非常勤講師に関する規則の一部を改正するものになります。

改正する内容については、もう1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

現行の第2条第1項中の「委嘱する」を改正案では「任用する」に改め、改正案第2条第2項から第4項までを次のように改めるものになります。

第2項、TT講師を志願する者は、次に掲げる書類を提出するものとする。(1) 志願書、(2) 教員免許状の写し、(3) 身体検査書。

第3項、TT講師の任用期間について。

第4項、教育長が、職務の遂行に支障が生じると認めるときには、任用を解くことができること。

現行の第2条第5項を削り、現行第7条第2項中、様式第7号を、改正案では様式第4号に改め、現行の第9条中、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を、改正案では利根町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に改める。

現行の第10条中の様式第8号を、改正案では様式第5号に、様式第9号を、様式第6号に改めること。

現行の様式第4号から様式第6号までを削り、改正案では、現行の様式第7号を第4号に、様式第8号を様式第5号に、様式第9号を様式第6号に改めるものでございます。

附則としましては、この規則は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上になります。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

議案第15号から議案第18号まで、ご意見、ご質問などございますか。

○委員（石井 豊君） 議案第15号の中で、確認させていただきたいのですが、参考資料

の新旧対照表第4条のところで、現行の社会教育指導員の定数が3名から改正案で定数が1名と減った理由をお聞かせ願いたいのと、今まで3名いたのを4月から1人にするのか、今までも1名だったかどうか、現状に合わせてそのように改正されたということでしょうか。

○文化センター副所長（弓削紀之君） 平成18年度までは、社会教育指導員を3名任用しておりましたが、平成19年度から現在に至るまで、1名の任用になっており、現状に合わせたということになります。

補足なのですが、今現在、社会教育指導員は、家庭教育セミナー事業を主に担当しております。児童生徒の保護者を対象に、家庭教育の重要性を広めるためのセミナーを開いたり、就学時健康診断のときなどに、1年生の保護者を対象に、講師を呼んで講和をしていただいたり、年に一度、講演会等を開いておりますが、現在はコロナ禍のため、そういった行事もなかなかできない状況です。

○委員（石井 豊君） ありがとうございます。

今、弓削補佐がおっしゃったように、コロナ禍で家庭教育セミナーに参加する方が非常に少なく、恐らく5、6名程度だったかと思しますので、この先、コロナが明けたときは、もっと充実したような形でやっていただければと思います。

○文化センター副所長（弓削紀之君） コロナの状況もあって、参加する方が少ないような状況ですが多くのセミナー生の応募があるように工夫していきたいと思えます。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか何かございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第15号 利根町社会教育指導員規則の一部改正について、議案第16号 利根町教育相談員規則の一部改正について、議案第17号 利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部改正について、議案第18号 利根町ティームティーチング非常勤講師に関する規則の一部改正については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第19号 利根町学校運営指導員設置に関する規則の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○指導課長（池田 恭君） 議案第19号 利根町学校運営指導員設置に関する規則の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、学校教育の振興及び充実を図るため、学校経営、学習指導等について助言や支援を行う利根町学校運営指導員の設置が必要であるため提案するものでございます。

1枚おめくりください。

第1条の趣旨でございますが、この規則は、提案理由で説明いたしました目的を持つ利根町学校運営指導員の設置に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は職務について定めております。第1項は教職員関係の研修、第2項は教育に関する専門的、技術的事項の調査研究、第3項は教育に関する資料の収集及び活用並びに教職員に対する研究相談、第4項は教育相談、第5項はいじめ防止等のための対策、第6項では目的を達成するために必要なこととしております。

第3条では任用及び身分を定め、前条に掲げる職務を遂行する能力を有し、教育に関して優れた知識及び経験を有する者としております。

第4条では指導員の定数について、第5条では指導員の報酬及び費用弁償を定めております。第6条では勤務日及び勤務時間を、第7条では指導員の休暇について、第8条では解職について、第9条はサービスを、そして第10条には補則について定めております。

次に、附則についてですが、令和4年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上になります。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） 今このコロナ禍でタブレットが必須の時代になってきていて、どの学校もリモートで授業をやっていると思います。ある学校の先生が、子どもは家でタブレットを使って学習をする際に、ネットで自ら教材を取り寄せて学んでいるが、その教材がすごくよくできていて、先生から教わるよりも分かりやすく、先生の指導力が問われるような事態も一部起きてきているという話がありました。

ですので、運営指導員の先生方も最先端の時代に即した教育をぜひ学んでいただいて、どんどん先を行くような教育をぜひお願いしたいなと思います。

あとは、いじめや、教諭と生徒、児童との関係等、人間関係が複雑になってきていますから、ぜひそういったところにも力を入れていただければ、素晴らしいと思います。

あとは、いじめや教諭と生徒、児童との人間関係がいろいろ複雑になってきていますから、ぜひそういったところも力を入れてやっていただければ、素晴らしいなと思って見させていただきました。

○指導課長（池田 恭君） ありがとうございます。

先日、4月1日から学校運営指導員をやったださるお二人の方とお話をする機会がありまして、利根町の若手教員の現状についてお話しをして、今までの校長職の経験を生かした取組をこれからして下さるということで話をしております。大変業務が多くなっているの、ストレスを抱えないように、支えながら支援をしていきたいと考えております。

また、リモートに限らず、指導力を高める必要がありますが、これはやはり研修が重要であると考えております。そういう意味で、その研修を充実させるために、運営指導員の先生に任せるのではなく、指導課の指導主事と運営指導員の先生方が協力し合って、先を見据えた研修ができるように取組を行っていきたくて考えております。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょうか。

○委員（巻島 久君） 4月1日から学校運営指導員を置いて実際に活動するというので、その指導員2名については、もう内定しているということだと思います。

○指導課長（池田 恭君） 内定しております。

○委員（巻島 久君） 前もこの件について質問させていただいたかと思うのですが、学校経営全般に関わるような助言をするということであれば、かなり広範囲にわたるかと思えますし、経験も問われるかと思うのですが、ここの文言に書いてあることよりも、実際に各学校を回っていただいて、いじめや、長欠の問題、教育相談や、職員の悩み等、各学校の抱えている課題を十分洗い出して、その課題解決に即応したような研修になれば一番いいかなと思います。課題解決のためには、指導課としてはどんな動きが必要か、指導員さんの立場からはどんな活動が必要か等、そういうところから始めると、一番実のあるものになるのではないかと思います。

現場の校長先生方でも、なかなか指導が行き届かない分野というのは結構あると思います。先ほど佐藤委員の方からあったように、学校の管理者などはかなり年齢が上なので、ITの分野に長けた方ばかりはいないので、そういう分野は、指導課のほうである程度、人選や研修内容を精選する必要もでてくるかと思えます。今後、利根町の指導課が新たな方向に一步を踏み出すための重要な役割を担うようになるかと思えますので、期待しております。

○指導課長（池田 恭君） 運営指導員の先生方とは、現在学校運営指導に関して年間の計画を指導課

で作成し、話をしているところです。

運営指導員の先生方が各学校を回れるような環境、そして管理職の先生が相談しやすい環境、また先ほど言いましたが、若手の先生が集まっているいろいろな話を聞ける環境などをつくって、そういったことを基に利根町の子どもたちに還元できる体制を指導課と学校運営指導員が連携をして、意見交換をしながら進めていきたいと考えております。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、なにかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第19号 利根町学校運営指導員設置に関する規則の制定については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第20号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第20号 学校医・学校歯科医・学校

薬剤師の委嘱については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きますして、議案第 21 号 利根町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

議題に入ります前に、議案第 21 号 利根町社会教育委員の委嘱についてから、議案第 24 号 利根町立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてまでにつきましては、社会教育施設の統一した運営を図るため、社会教育委員に各施設の協議会委員もお願いしていることから、一括審議をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、議案第 21 号から議案第 24 号までにつきましては、一括審議とさせていただきます。

担当課長より説明願います。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 21 号 利根町社会教育委員の委嘱について、議案第 22 号 利根町生涯学習施設運営協議会委員の委嘱について、議案第 23 号 利根町図書館協議会委員の委嘱について、議案第 24 号 利根町立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きますして、議案第 25 号 利根町文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 25 号 利根町文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きますして、議案第 26 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 26 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 27 号 利根町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 27 号 利根町青少年相談員の委嘱については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 28 号 利根町学校体育施設開放管理責任者の委嘱についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 28 号 利根町学校体育施設開放管理責任者の委嘱については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、日程第 3 その他。その他で何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようでしたら令和 4 年 3 月の教育委員会定例会を閉会といたします。

午後 4 時 35 分閉会